

法人県民税

県内に事務所などがある法人から、資本金等の額や法人税の額などに応じて広く負担していただく税金です。

<納める人>

- 県内に事務所、事業所がある法人 …………… 均等割と法人税割
 - 県内に事務所、事業所はないが寮・宿泊所・クラブなどがある法人 …………… 均等割
- ※法人には人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものが収益事業を行う場合を含みます。

<納める額>

均等割

区 分	納 め る 額	
	平成20年4月1日以後に開始する事業年度	
資本金等の額が50億円を超える法人	年額	840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	〃	567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	〃	136,500円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	〃	52,500円
資本金等の額が1,000万円以下の法人、公益法人等	〃	21,000円

※1 令和10年3月31日までの間に開始する事業年度については、標準税率に5%相当額の「豊かな森づくり協働税」を加算した額（上記の額）となります。

※2 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、区分における「資本金等の額」は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合に限り当該合計額となります。

法人税割

区 分	納 め る 額		
	平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和13年3月31日までに開始する事業年度
資本（出資）金が1億円以下の法人で、法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額×5%	法人税額×3.2%	法人税額×1%
上記以外の法人	〃 ×5.8%	〃 ×4%	〃 ×1.8%

<申告と納税>

申告の種類により次のように分類されます。

申 告 の 種 類			納 め る 税 額	申告と納税の期限
1. 中間申告 (事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)		(1) 予定申告	前事業年度の税額× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ +均等割額	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内
		(2) 仮決算に基づく中間申告	仮決算による法人税額×税率+均等割額	
2. 確定申告 (3. 4. のものを除く。)			(法人税額×税率+均等割額)－中間納付額	事業年度終了の日から2ヶ月(会計監査人の監査を受けるなどの理由によって、決算が確定しない法人の申告に限り3～6ヶ月) 以内
3. 解散法人の申告	平成22年9月30日以前の解散	(1) 清算中に事業年度が終了した場合	法人税額×税率+均等割額	事業年度終了の日から2ヶ月以内
		(2) 残余財産の一部を分配した場合	法人税額×税率	分配の日の前日
		(3) 残余財産が確定した場合	(法人税額×税率+均等割額)－清算中の予納額	残余財産確定の日から1ヶ月以内
	平成22年10月1日以後の解散	(1) 清算中に事業年度が終了した場合	法人税額×税率+均等割額	事業年度終了の日から2ヶ月以内
		(2) 残余財産が確定した場合	法人税額×税率+均等割額	事業年度終了の日から1ヶ月以内
4. 公益法人・公益法人等で法人税が課税されないもの			均等割額	4月30日

※2以上の都道府県に事務所等を有する場合は以下のとおりとなります。

均 等 割・・・事務所が所在する各都道府県に、上記の「納める額」をそれぞれ納付します。

法人税割・・・課税標準となる法人税額を、事務所等が所在する都道府県ごとに従業者数であん分して、税率を乗じて得た金額をそれぞれ納付します。

<この県税についてのお問い合わせ先>

この県税についてお尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	F A X 番 号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	事 業 税 担 当	(0857)20-3515	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176（東部庁舎 4 階）
鳥取県中部県税事務所	事 業 税 担 当	(0858)23-3109	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2（中部総合事務所 1 階）
鳥取県西部県税事務所	事業税・間税担当	(0859)31-9623	(0859)31-9613	〒683-0823 米子市加茂町一丁目 1（米子市役所 2 階）
鳥 取 県 庁 税 務 課	課 税 担 当	(0857)26-7054	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220（第一庁舎 5 階）